

第三十回国会 大蔵委員會議録 第十七号

昭和三十四年三月五日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 早川 崇君

理事押谷 富三君 理事小山 長規君

理事坊 秀男君 理事山下 春江君

理事石野 久男君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君

荒木萬壽夫君 内田 常雄君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

嶋田 宗一君 西村 英一君

濱田 幸雄君 福田 一君

藤枝 泉介君 古川 丈吉君

細田 義安君 毛利 松平君

山村庄之助君 山本 勝市君

春日 一幸君 久保田鶴松君

田万 廣文君 中村 時雄君

廣瀬 勝邦君 松尾トシ子君

山花 秀雄君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 山中 貞則君

大蔵事務官 小熊 孝次君

(主計局法規課長) 岸本 晋君

大蔵事務官 原 純夫君

(主計局給与課長) 正示啓次郎君

大蔵事務官 石田 正君

(銀行局長) 酒井 俊彦君

大蔵事務官 渡部 伍良君

(為替局長) 食糧庁長官 渡部 伍良君

食糧庁長官 渡部 伍良君

食糧庁長官 渡部 伍良君

食糧庁長官 渡部 伍良君

食糧庁長官 渡部 伍良君

食糧庁長官 渡部 伍良君

食糧庁長官 渡部 伍良君

委員外の出席者

大蔵事務官 木村 秀弘君

(主税局税関部長) 専 門 員 抜井 光三君

三月五日

委員中村時雄君辞任につき、その補

欠として横路節雄君が議長の指名で

委員に選任された。

三月四日

企業資本充実のための資産再評価等

の特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四六号)(参議院送付)

株式会社再評価積立金の資本組入

に關する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

酒税の保全及び酒類業組合等に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第一七八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

酒税の保全及び酒類業組合等に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第一七八号)

補助金等の臨時特例等に關する法律

等の一部を改正する法律案(内閣提

出第八一号)

國家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五一号)

國家公務員等退職手当暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一五二号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第四二二号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二七号)

関稅定率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二八号)

企業資本充実のための資産再評価等

の特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四六号)(参議院送付)

株式会社再評価積立金の資本組入

に關する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

酒税の保全及び酒類業組合等に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第一七八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

酒税の保全及び酒類業組合等に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第一七八号)

補助金等の臨時特例等に關する法律

等の一部を改正する法律案(内閣提

出第八一号)

國家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五一号)

國家公務員等退職手当暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一五二号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第四二二号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一二七号)

関稅定率法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二八号)

企業資本充実のための資産再評価等

の特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四六号)(参議院送付)

株式会社再評価積立金の資本組入

に關する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

酒税の保全及び酒類業組合等に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第一七八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

酒税の保全及び酒類業組合等に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

「この法律の」を「この法律(第八十

条の三及び第八十六條の五を除く)

の」に改め、同条第三項中「第九

を「第九條第一項」に改める。

第六條第一項中「以下同じ。」を

「第八十六條の三及び第八十六條の

五を除き、以下同じ。」に改める。

第十條中「拒んではならない。」

を「拒み、又はその加入につき現在

の組合員が加入の際に附されたより

も困難な条件を附してはならない。」

に改める。

第十四條第一項及び第二項中「石

数」を「數量」に改める。

第二十二條の見出しを「(創立總

會等についての商法等の準用)」に

改める。

第二十五條及び第二十六條を次の

ように改める。

(理事會)

第二十五條 酒類業組合の業務の執

行は、理事會が決する。

第二十六條 理事會の議事は、定款

に特別の定がある場合を除くは

か、理事の過半数が出席し、その

過半数で決する。

第二十七條に見出しとして「(組

合代表の特例)」を附する。

第二十八條第一項中「及び總會」

を「並びに總會及び理事會」に改め

る。

第三十一條の見出し中「權限」を

「職務及び權限」に改め、同条第三

項中「總會」を「通常總會」に改め

る。

第三十三條の見出し中「役員」を

「役員等」に改め、同条中「第二

百五十七條第一項」を「第二百五十

六條第三項(取締役の任期の伸長)、

第二百五十七條第一項に改め、「第

四十四條第一項(法人の不法行為能

力)、第五十四條(代表權の制限)

及び「第三十九條第二項(共

同支配人)、第七十八條第一項(代

表社員の權限)、「を削り、「及び

第三百六十二條(表見代表取締役の

行為についての責任)を、「第二

百六十一條、第二百六十二條(會社

代表)及び第二百七十二條(株主の

差止請求權)に、「準用する。」

を、「理事會については、商法第二

百三十九條第五項、第二百四十條第

二項(特別利害關係人の議決權)、

第二百五十九條から第二百五十九條

ノ三まで(取締役會の招集)及び第

二百六十條ノ三(取締役會の議事録)

の規定を準用する。」に改める。

第三十四條第一項中「理事會」を

「通常總會は、定款で定めるところ

により」に改め、「通常總會を」を

削り、同条第二項中「理事會」を「臨

時總會」に改め、「と認める」を「定

款で定めるところにより、何時で

も」に改め、同条第四項中「組合員

の五分の一以上の者は」を「組合員

が總組合員の五分の一以上の同意を

得て」に、「請求することができ

る。」を「請求したときは、理事會

は、その請求のあつた日から二十日

第一類第五号 大蔵委員會議録第十七号 昭和三十四年三月五日

以内に臨時總會を招集すべきことを決しなければならぬ。」に改め、同条第七項中「理事又は」を削り、「各その過半数」を「その過半数に改める。

第三十八条第二項中「石数」を「数量」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十九条中「商法第二百三十九條第五項」を「商法第二百三十一條（總會の招集の決定、第二百三十九條第五項）に改める。

第四十一条中「総組合員の十分の一以上の者は」を「組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て」に改める。

第四十二条各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同条中第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に、「製造石数」を「製造数量」に、「購入石数」を「購入数量」に、「販売石数」を「販売数量」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他組合員の酒類製造業又は酒類販売業の経営の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、前号イ又はホに掲げる規制を行うこと。  
第四十三条第一項中「前条第五号に掲げる」を「前条第五号又は第六

号の規定による」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「左の各号」を「次の各号（前条第六号の規定による規制に係る協定については、第二号又は第三号）」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に、「著しくを」「不当に」に改める。

第四十五条第一項中「各号」の下に「（第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第二号又は第三号。以下第九十四条第三項において同じ。）」を加える。

第五十八条第一項中「第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十四条（代表権の制限）及び」及び「第三十九条第二項（共同支配人）、第七十八条第一項（代表社員

の権限）」を削り、「第二百五十八条（欠員の場合の措置）」を「第二百五十八条（欠員の場合の処置）」、「第二百五十九条（欠員の場合の措置）」を「第二百五十九条（取締役会の招集）」、「第二百六十一条（取締役会の議事録及び会社代表）」に改め、「第二百六十九条（取締役の報酬）」の下に、「第二百七十二条（株主の差止請求権）」を、「同法第四百二十四条第一項中「分配」とあるのは「処分」との下に、「同法第二百五十八條第二項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」とを加え、「第五十八条第一項において準用する」を「第五十八条第一項ニ於テ準用スル」に改める。

第六十条第二項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「酒類業組合を代表しない理事があるときは、」を削る。

第六十六条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「酒類業組合を代表しない清算人があるときは、」を削る。

第七十二条中「第二百五十八條第一項」を「第二百五十八條第二項」に改める。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二条第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで中」を「第四号から第八号まで中」を「第四号から第八号まで中」に改める。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二条第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで中」を「第四号から第八号まで中」に改める。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二条第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで中」を「第四号から第八号まで中」に改める。

第八十二条第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「第四十二条第五号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号中「及びその組合員」を「又はその組合員」に改め、同条第二項中「第四号から第八号まで中」を「第四号から第八号まで中」に改める。

に、「総組合員の五分の一以上の者」を「総組合員の十分の一以上の者」に、「総組合員の十分の一以上の者」を「総組合員の十分の一以上の者」に、「前条第五号に掲げる規制」を「前条第五号又は第六号の規定による規制」に改める。

第八十四条第一項各号列記以外の部分中「酒類の需給が均衡を失した」を「酒類の販売の競争が正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」に、「正常な」を「円滑な」に、「左に」を「次に」に改め、「酒類製造業者」の下に「（酒税法第二十八條第五項の規定により酒類製造者とみなされた者を含む。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「製造石数」を「製造数量」に改め、同項第三号中「購入石数」を「購入数量」に改め、同項第四号中「販売石数」を「販売数量」に改める。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「その製造場（酒税法第二十八條第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八條第一項又は第二十九條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「その製造場（酒税法第二十八條第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八條第一項又は第二十九條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「その製造場（酒税法第二十八條第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八條第一項又は第二十九條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

第八十六条中「酒税法の規定による」を削り、「容易に」を「容易に」に、「その販売する酒類の容器」を「その製造場（酒税法第二十八條第五項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八條第一項又は第二十九條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装」に改め、第四章中同条を第八十六条の五とし、第八十五条の次に次の四条を加える。

（基準販売価格）  
第八十六条 大蔵大臣は、酒税の保全のため必要があると認める場合においては、酒類の取引の円滑な運行に資するため、政令で定めるところにより、酒類製造業又は酒類販売業についての酒類の標準的な原価（酒税相当額を含む。以下次条において同じ。）及び適正な利潤を基礎として、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の販売価格の基準額（以下「基準販売価格」という。）を定めることができる。

（制限販売価格）  
第八十六条の二 大蔵大臣は、級別の区分がある酒類の各級別を通ずる酒税の収入を確保するため必要があると認める場合においては、政令で定めるところにより、当該酒類のうち最上位の級別以外の級別のものにつき、当該酒類についての級別ごとの標準的な原価及び適正な利潤の格差等を参酌して、酒類製造業者又は酒類販売業者の販売価格の最高額（以下「制限販売価格」という。）を定めることができる。

2 前項の規定により同項の酒類につき制限販売価格が定められたときは、酒類製造業者又は酒類販売業者は、当該酒類につき、その制限販売価格をこえる価格により、その販売の相手方と販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

（再販売価格維持契約）  
第八十六条の三 大蔵大臣は、酒類製造業者が酒類の販売の相手方で

ある酒類販売業者と当該酒類の再販売価格(当該酒類販売業者又は当該酒類販売業者の販売する当該酒類を買い受けて販売する酒類販売業者が当該酒類を販売する価格をいう。以下本条において同じ。)を決定し、これを維持することが当該酒類の取引の状況に照らして適当であり、かつ、酒税の保全に資すると認める場合においては、再販売価格を決定し、これを維持することができる酒類の種類(しよりちゆう及びみりんについては、類別、雑酒については、品目。以下本条において同じ。)を指定することができる。

2 酒類製造業者は、前項の規定により大蔵大臣が指定した種類の酒類について再販売価格を決定し、これを維持するための契約を締結しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その変更(第四項の命令に基き変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該契約の内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、認可をしてはならない。

一 当該契約に係る酒類の再販売価格が当該酒類について定められている基準販売価格(基準販売価格が定められていない場合には、当該酒類につき第八十六条の規定に準じて算出した金額)を著しく下廻つており、又は当該酒類の販売方法につき適切な措置が講ぜられていない等

酒税の保全上不適当であること。

二 不当に差別的であること。  
三 消費者又は当該契約に係る酒類販売業者の利益を不当に害すること。

4 大蔵大臣は、第二項の認可を受けた同項の契約の内容が前項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、遅滞なく、当該酒類製造業者に対し、これを変更すべきことを命じなければならない。

5 大蔵大臣は、酒類製造業者が前項の命令に従わないときは、当該契約の認可を取り消すことができる。

6 大蔵大臣は、第一項の指定が必要となつたと認めるときは、遅滞なく、当該指定を取り消さなければならない。この場合において、当該指定を取り消された種類の酒類につき第二項の認可を受けて締結された契約があるときは、当該認可は、その効力を失う。

7 第四十四条及び第四十六条第二項の規定は、第二項の認可を受けて同項の契約を締結する酒類製造業者について、第四十四条の規定は、当該契約(当該契約に基いて締結される契約を含む。)を締結する酒類販売業者について準用する。この場合において、同条中「協定の実施期日」とあるのは「当該契約の発効期日」と、「その実施」とあるのは「その発効」と、第四十六条第二項中「協定を廃止した」とあるのは「当該契約が失効した」と読み替へるものとす

(基準販売価格等に係る告示) 第八十六条の四 基準販売価格又は制限販売価格の設定、変更及び廃止並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消は、告示により行う。

第九十三条中「及び第八十四条」を「、第八十四条」に改め、「又は命令に基いて行ふ行為」の下に「及び酒類製造業者又は酒類販売業者が第八十六条の第三項の認可を受け同項の契約(当該契約に基いて締結される契約を含む。)に基いて行ふ行為」を加え、「但し、」を「ただし、当該協定に基いて行ふ行為又は当該協定若しくは命令に基いて行ふ行為につき」に改める。

第九十四条第一項中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」の下に「又は第八十六条の第三項の二」を加え、同条第二項中「又は命令」を「若しくは命令又は第八十六条の第三項の規定による指定」に改め、同条第三項中「又は認可」を「若しくは認可」に改め、「第四十三条第二項各号(第八十三条において準用する場合を含む。)」の「一」の下に「該当するに至り、又は第八十六条の第三項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の「一」を、第四十五条(第八十三条において準用する場合を含む。)」の下に「又は第八十六条の第三項各号若しくは第五項」を加える。

第九十六条及び第九十七条を次のように改める。

第九十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者  
二 第八十六条の第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領をした者

第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)(規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類組合等の理事  
二 第八十六条の第三項の認可を受けないで同項の契約を締結し、又は変更した酒類製造業者

第九十八条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八十六条」を「第八十六条の五」に改める。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百零一条「第九十六条」の下に「第九十七条第二号」を加える。

第一百零一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は酒類製造業者」に改め、同条第六号中「商法第二百四十四条」の下に、「第三十三条若しくは第五十八条第一項(これらの規定を第八十三条において準用する場合を含む。)」において準用する商法第二百六十条ノ三」を加え、同条第十二号中「第四十三条第三項若しくは」を「第四十三第三項(第八十三条において準用する場合を含む。)」に、「これらの規定を第八十三条を」第八十三条及

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

第九十九条中「(第八十三条において準用する場合を含む。)」を削る。

び第八十六条の第三項」に改める。

#### 附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「旧法」という。)

第二十六条第二項(旧法第五十八条第一項及び第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定により旧法第八十七条に規定する酒類業組合等を代表する権限を有する理事又は清算人は、改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「新法」という。)

第三十三条又は第五十八条第一項(これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。))において準用する商法第二百六十条第一項の規定による当該酒類業組合等を代表すべき理事又は清算人とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号(これらの規定を旧法第八十三条において準用する場合を含む。)(の規定による登記は、新法第六十条第二項第七号又は第六十六条第一項第二号(これらの規定を新法第八十三条において準用する場合を含む。))の規定による登記とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における酒類の取引の状況等

にかえりみ、酒税保全措置を補完するため、酒類の価格について基準販売価格、制限販売価格等の制度を新設するとともに、酒類業組合等の業務の円滑な運営に資するため、これらに理事会を設けることとする等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中政府委員 たいいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における酒類の取引の状況等に鑑み、酒税保全措置を補完するため、酒類の価格について基準販売価格、制限販売価格等の制度を新設するとともに、酒類業組合等の業務の円滑な運営に資するため、これらに理事会を設けることとする等、所要の規定の整備をはかりとするものであります。

酒類の価格につきましては、現在、清酒、合成清酒、しようちゆう、みりん及びビールについて物価統制令による最高価格統制が行われておりますが、このような最高価格統制は、経済の正常化に伴い漸次廃止されて、現在は米、酒類のほかには一、二の例外的なものについて行われているにすぎません。酒類の供給が十分となつた現在、具体的な廃止の時期や方法は別として、物価統制令に基く酒類の最高価格統制は、早晩廃止の方向にあるものと考えられるのであります。しかしながら、現状におきましては、物価統制令

に基く酒類の最高統制価格が酒類取引の基準価格としての役割を果し、ひいては酒類業界の安定と酒税収入の確保とに役立つという実情にあり、その廃止は影響するところが大きく、特に慎重に実行に移さなければならぬと考へられます。

他面、将来公定価格が廃止された場合を考慮してみますと、現行法では不況事態に至るまでは価格についての酒税保全措置がありませんので、酒類は取引の基準となる価格を失つて酒類の取引が乱れるおそれがあり、また、乱れたために手おくれとなるものが多く、酒類業界の安定ひいては二千億円を上回る酒税収入にも悪影響を及ぼすことが予想されるのであります。従いまして、将来物価統制令に基く最高統制価格が廃止された後においても、酒類業界の安定をはかり、国家財政に重要な地位を持つ酒税の保全に支障を来たさないように、あらかじめ万全の価格制度を法的に準備しておく必要があるわけでありませぬ。

このような見地から、今回、酒類の価格制度として、現行の協定価格のほかに、新たに基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けようとするものであります。すなわち、大蔵大臣は、酒税保全のため必要があると認める場合には、酒類の取引の基準となるべき販売価格を各酒類について定めることができることとし、同時に、級別の区分のある酒類については、級別を通ずる酒税収入を確保するため、下級酒類の最高価格を定めることができるようにいたしております。また、取引の状況から見て適当と認めら

れる酒類については、大蔵大臣の指定した種類の酒類につき、その認可を受けて、再販売価格維持契約を締結することができることとしております。なお、最近における立法例や現行法の実施の状況に鑑みて、酒類業組合等について理事会制度を設けるとともに、合理化のためのカルテルを締結することができるようにし、あわせて尺貫法系計量単位が法定計量単位とみなされなくなることに伴い、メートル法系計量単位に改める等の所要の規定の整備をはかることとしております。以上が、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願いを申し上げます。○早川委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は次会に譲ります。

○早川委員長 補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案の八法律案を一括して議題といたします。

昨日に引き続き質疑の続行をいたします。中村時雄君。○中村(時)委員 昨日に引き続き重要な点だけを、わずかの期間しかないのでありまして、実は同僚議員からほかの議題に關していろいろ御質疑があるようなので、一応四、五点にしほつて最後のお願いと質疑をやつてみたい、このように思つております。昨日、主税局長のお話では、私が関税定率法に基いてこの砂糖の関税の体系というものが非常に高過ぎはしないかというのを申し上げましたところが、国内の物品税を含めたところの問題を取り上げまして、まあこの程度のものがこうなつていられるのだという御説明がありました。私の言つていたことは、この関税定率法という問題から言つていられるのでございまして、だから現行一キロ当り十四円を今度のように四十一円五十銭といたしますと、従価税に換算いたしました原料糖が平均九十ドルになつてくるわけですね。ところが、きのうも言いましたように、三セント十にいたしました場合は、これは八十ドル以下になるわけですね。しかし、その差額は一応別にして考えまして、皆さん方の改訂案の通り九十ドルといたしましたとしても、一七八%になつてくるわけですね。そうすると、奢侈品であるところのダイヤモンドでさえも、現在五〇%の状態になつておる。そこで、この問題を取り上げました場合に、物品税は別といたしまして、関税定率法からいきまされた場合には非常に高額な税率になるのであつて、そういうことがあるならば、他の奢侈品やそういうものについてそういう方法を考へるべきじゃないか、こういうことが

この中から当然生まれ出てくるわけでありませぬ。もちろん、国内のテンサイ糖保護という建前から、この関税を上げるということに対して、私どもは反対すべきものじゃないと思つておるわけですね。その率を今言つたような方向から考えました場合に、他の率を上げていつた方がまだまだ有利な条件が出やしないか、国民が納得しやしないか、こういうふうに考えられるのでありますが、この点に対してどうお考えになつていらつしやいますか。

○原政府委員 昨日も申し上げましたように、その点は確かに問題の点だと私は思ひます。しかしながら、にわかこれに、そういうお砂糖だから、たとは、今のお話は、酒、たばこ、あるいはその他の消費物資と比べて高過ぎるといふお話だろつと思ひます。あるいは国際的に高いとおつしやるのか。国際的な比較をいたしますと、かなり国際的には高い国もありません。これはにわかには別に言えないと思ひます。一応国内の間接税の体系に於いての税負担の割合ということになりますと、確かに高い。ただ、その場合に、まず一つには、この砂糖にはやはり関税というものがあつて、酒、たばこというものは別に関税的なのはない。つまり考慮に入らない。これはやはり国際商品であり、しかもごく一部であるけれども国内にできるというよりなところから、関税が保護的な意味からあるということがありますので、今おつしやつた、税負担は関税を含めた税負担で、それを全体を含めて考へるかどうかという点は、ここで一つ問題があると思ひます。それを抜いて考へま

この中から当然生まれ出てくるわけでありませぬ。もちろん、国内のテンサイ糖保護という建前から、この関税を上げるということに対して、私どもは反対すべきものじゃないと思つておるわけですね。その率を今言つたような方向から考えました場合に、他の率を上げていつた方がまだまだ有利な条件が出やしないか、国民が納得しやしないか、こういうふうに考えられるのでありますが、この点に対してどうお考えになつていらつしやいますか。

すと、砂糖はたしか消費税だけですが、小売価格の三〇%前後であったと思えます。酒は四五%くらい、たばこですと六〇%くらいになります。まあそれにして、砂糖というものは酒、たばこほど嗜好性が強いというものではないかもしれません。いろいろ問題だという点はあるかと思えます。ただ、今並べましたようにたばこが六〇%くらい、酒が四五%くらい、砂糖が三十幾らかになると思いますが、そういうたばこの割合が、一体このバランスがとれているかという段になりまして、砂糖の消費税が特に高いともなかなか言い切れない。特に今度は消費税が下って関税に相当振りかわりますから、今申した第一段の関税は一応別なんだということが御承認願えないと問題ですけれども、かなり内国消費税の体系としてはおっしゃるような方向にいく。この辺は、各国の砂糖に対する負担を比較します場合にも、関税と内国消費税を含めて考えるか、あるいはそれをいわずに加重平均的に、国内で供給するものは内国消費税だけだから、それと輸入分については加重平均するというやり方もある。それらを含めて考えなければならぬ問題で、かなりむずかしい問題になりますので、一応関税は別だということにいたしました。すなわち、今のバランスないし改正後のバランスというものが、問題にならないほど砂糖が重過ぎるということもないんじゃないかというふうに考えております。この点は、将来間接税体系の全体のバランスをどう考えるかという大きな問題として、私どもとしてはなお十分慎重に研究をして進めていきたいと思っております。

○中村(時)委員 今の局長のおっしゃっているのは、たとえ酒の四五%とかあるいはたばこの六〇%とか、そういう考え方は国内における消費税を含めたところの問題を取り上げていらつしやる。私の今申ししているのは関税率法からきた場合の問題を取り上げているわけですが、関税率法からいきますと、関税というものを別個の体系から考えた場合に、奢侈品であるというダイヤモンドを最高にしているわけですが、その場合ダイヤモンドですら五〇%という状態になっている。ところが、砂糖の方は、今あなたがおっしゃっているように八十ドル以下になっておりますけれども、九十ドルと仮定したから非常に大きな関税率になってくる。もちろん、私たちは、国内保護の建前から関税率を上げることにはやぶさかでない。しかし、そうやってきて、国民全体の一つの意向として、そういう特別の物品に対して特別の関税をかけるということは、将来大きな問題を起すであらうということが考えられるわけですが、そこで、局長のおっしゃるように、将来はこの問題は十分に考慮していきたい、あるいはそれを体系づけていきたい、こういうことになれば私はけっこうだと思っております。また事実そうならなくちゃならぬのではないかと思っておるわけですが、その点はもう一度明確に言っておいていただきたいと思っております。

○原政府委員 お話の通り、ただいま内国消費税の方に焦点をよけい置いて、関税の方を十分申し上げなかつたのですが、関税の方につきましても、関税率としてお話の通り相当重率になりまして、そういう意味で、関税率法の全体系の中での位置——私どもは、今の関税率法の位置というものが御案内のような沿革もありますし、たばこ砂糖についてこれだけ関税を引き上げるといふことはいかぬという事にはならないと思っております。が、定率法全体の中でこれをどう考えるかは、やはりもう一つの面における大きな問題の面でありまして、十分今後とも検討いたして参りたいと思っております。

○中村(時)委員 そのことで私は何も大蔵大臣以下あなた方を追及するつもりではない。事実の上に立つて五〇%、一二八%ということになれば、他の方を雑収入なりあるいは一般会計に取り込んでいくという場合には、少くともその方の別の問題を取り上げた方が早いのではないかと、納得がいきやうではないかと、建前があつたから申している。しかも、少くとも皆さん方の長になつて大蔵大臣は特乗有望な方ですから、せめてあなた方がマイナスを起さぬように、しつかりした一つの方途の打ち出し方だけの御研究はしておいていただきたい、こう思うわけですが、

第二項というあたりについてお尋ねがあり、本日第五条も含めてのお話でございます。昨日あまり詰めてないような形で申し上げて大蔵失礼を申し上げました。外務省となおはつきりと打ち合せいたしましたその結論を申し上げます。第五条につきましては、なるほどおっしゃる通り、砂糖に対する負担がむしろ今回は増加することになるといふ意味において、この規定との関係は問題になることは確かであります。しかしながら、この規定は、やはり輸出国と輸入国との利益を不相応に破つてはならぬという意味で、輸出国には輸出国の利益があり、輸入国にはまた輸入国の利益があるわけでありまして、この条文にも「砂糖に対する不相応な負担を軽減するため」云々というようにことになつております。つまり「次のことから生ずる負担を含む砂糖に対する不相応な負担を」云々。そこで、端的に申しますれば、打ち合せの結論は、この程度のことと不相応な負担とあることには考えられない、従つて、この五条に違反することはないうちうに考へるといふのが、第五条についての私どもの政府部内で打ち合せました結論でございます。

たばこというものが、問題にならないほど砂糖が重過ぎるということもないんじゃないかというふうに考えております。この点は、将来間接税体系の全体のバランスをどう考えるかという大きな問題として、私どもとしてはなお十分慎重に研究をして進めていきたいと思っております。

○原政府委員 お話の通り、ただいま内国消費税の方に焦点をよけい置いて、関税の方を十分申し上げなかつたのですが、関税の方につきましても、関税率としてお話の通り相当重率になりまして、そういう意味で、関税率法の全体系の中での位置——私どもは、今の関税率法の位置というものが御案内のような沿革もありますし、たばこ砂糖についてこれだけ関税を引き上げるといふことはいかぬという事にはならないと思っております。が、定率法全体の中でこれをどう考えるかは、やはりもう一つの面における大きな問題の面でありまして、十分今後とも検討いたして参りたいと思っております。

○中村(時)委員 そのことで私は何も大蔵大臣以下あなた方を追及するつもりではない。事実の上に立つて五〇%、一二八%ということになれば、他の方を雑収入なりあるいは一般会計に取り込んでいくという場合には、少くともその方の別の問題を取り上げた方が早いのではないかと、納得がいきやうではないかと、建前があつたから申している。しかも、少くとも皆さん方の長になつて大蔵大臣は特乗有望な方ですから、せめてあなた方がマイナスを起さぬように、しつかりした一つの方途の打ち出し方だけの御研究はしておいていただきたい、こう思うわけですが、

第二項というあたりについてお尋ねがあり、本日第五条も含めてのお話でございます。昨日あまり詰めてないような形で申し上げて大蔵失礼を申し上げました。外務省となおはつきりと打ち合せいたしましたその結論を申し上げます。第五条につきましては、なるほどおっしゃる通り、砂糖に対する負担がむしろ今回は増加することになるといふ意味において、この規定との関係は問題になることは確かであります。しかしながら、この規定は、やはり輸出国と輸入国との利益を不相応に破つてはならぬという意味で、輸出国には輸出国の利益があり、輸入国にはまた輸入国の利益があるわけでありまして、この条文にも「砂糖に対する不相応な負担を軽減するため」云々というようにことになつております。つまり「次のことから生ずる負担を含む砂糖に対する不相応な負担を」云々。そこで、端的に申しますれば、打ち合せの結論は、この程度のことと不相応な負担とあることには考えられない、従つて、この五条に違反することはないうちうに考へるといふのが、第五条についての私どもの政府部内で打ち合せました結論でございます。

よるなことになる。むしろ第三条二項の障害からは遠のくんじやなからうかというよりな考え方で、これも差しつかえなからう。第三条、第五条とも、今まで他の各園につきましても別段問題になつたケースがございませぬ。それらも考えまして、そういう態度でいつてよろしからうという事で、政府内での解釈を統一した次第でありますから、御了承願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 私は、昨日あなたが発言するなかで、わかつたようなわからぬような失礼な言葉を言いましたけれども、私は最初からわかつていたんです。あなたを上げるし上げてもしようがないから言わなかつた。あなたは、わからぬことは、わかつたよりの願ひはしない方がいい。將來だんだん大きくなつていこうとするあなた、そんなことでけちをつけられるのは遺憾だと思つたので、黙つておつた。本日そういうふうにおつしやるならば、こゝでやめますが、第三条、第五条の問題は、あなたが考へているほど——實際運営していく場合には大きな相違がある。それを言つてもあなたはわからぬ。外務省の方もわからない。それは、さつき言つたよりに、農林、外務、大蔵と三者をろつた席上において打ち出さるべき筋合いのものである。そういうふうな建前から、きよりは外務大臣が来ていらつしやらないから、この問題に關しての追及は一応とりやめますけれども、將來のこともありますから、わからないときは外務省と相談してはつきりおつしやつた方が好ましいのではないか。この際つけ加えておきます。

次に、先ほど申しました物品税が

云々、あるいは関税を高率にしていったということが出てきたわけでありますが、きのうの御答弁の中では、あなたは、以前から農林省からこの法案に対するブツシユがあつたので関税あるいは消費税というものの改訂をはかつたのではない、こういう言明をされた。あくまでもテンサイ糖の国内法に対する問題を骨子にして、以前からあなた自身がよく考へられてやつたとおつしやつたが、少くとも農林省の所管にあるテンサイ糖の問題を、大蔵省のあなたが、大蔵省内外からいろいろな問題もあつて、博學多才のあなたが農林の行政のそこまで考へてなつていこうという事は非常にいいことだらうとは思ひますけれども、もう一度念を入れてお聞きしておきたいのは、あくまでも、あなた自身は、テンサイ糖の国内の農業経営に対する向上を基礎にして、そうして今度の関税あるいは消費税の問題からもう一歩突つ込んでいけば、今度農林省の方で提案されている二法案、そういうものも含めて十分関知された上で立案されたかどうか、しつこいようであります、もう一度お聞きしておきます。

○原政府委員 今回の振りがえに關連いたしますテンサイ糖の將來の管理の政策、それに関連して例の協会に納付金を取り上げさせて、それで協会をしていろいろ仕事をさせるという系列上の事柄は、私は今回の税の面での法律的な手当をいたします表裏不可分の問題として関与いたしております。なお、昨日申し上げました件は、今われわれが非常に押しつけられてやつたんだらうというお尋ねのように伺いましたが、これは必ずしも押しつけら

れたばかりではない。当然その税の立場だけでこういふことをいふべきものではないから、それにはそれで農林当局の何と申しますか、要望というふうなものも潜在的にはある。また國の財政の側で食管会計で長年問題であつた。それが個別買上げというこゝになつた問題がより先鋭に出てきておるといふようなことがあつたわけだ。それらが相待つて機運が醸成されたと。もう一つ申し上げた方がいいと思ふのは、昨年のたしか臨時國會でしたか、特別國會でしたか、沖繩の分みつ糖についていろいろ沖繩から要望があつて、本委員会でもだいたい強い御要望がありました。これもこういう振りかえをやることによつてできるじやないかというお話がありまして——お話しがあるといふ話ですが、私としてはそういう線の事柄を検討中であつて、そうして蓋然性が強いからこの際それを含めて考へたいということをおつしやつたこともありました。いわば、一昨年以来かなりそういう各方面のながすつと積み重なつて今回の結論になつておるといふのが、自然の申し方かもしれませぬ。きのうは少し角度をよけいづけたような感じがいたしますが、そういう各方面のながすつと積み重なつた。他の關連する事項は私どもとして伺ひましたし、また私どももなりの意見も申してきたつもりであります。

○中村(時)委員 きのは自分で考へたんだと強氣でおつしやつたが、きよはきのうとはだいい言ひ回しが違ふ。農林省の場合潜在的なものもあつたとか、押しつけられたばかりでない程度押しつけがあつたということにな

る。そうでないとしてもおつしやるならば、大蔵大臣にもう一度出席してもらつてはつきりさせたい。私はそこまで追及いたしません、私は、主税局長がこの問題に興味を持つとすれば、大蔵省の立場から考へた場合には、これはだらしがないけれども、食管の赤字会計という問題がこゝに一つ大きく出てきている。そこで食管の赤字解消を預かる所です、そのことによつて何縮めるのですが、そのことによつて何か一つ解消したいという意向を持つていらつしやる。そういう立場からの研究なり、あるいはそういう立場からこの問題に取つ組んでおつたならば、私どももなるほどという一つの考へ方が出てくるのですが、あなた自身がテンサイ糖の規制法を自分考へて、これが正しいものであるということ、関税法なり消費税法というものを打ち出したならば、これは特にセクト的に強いところの官僚のなわ張り争ひの中、超然としてあなたが言ひのならば、関して、あなたは、今言つたよりに、食管のそういう問題から、大蔵省当局の考へに基いた赤字解消という立場から進められていつて、こういう結論を出されたものか、あるいは、今言つたよりに、農林省關係にある農業経営下におけるところの、ことに北海道を中心としたところの地下作物の経営の転換に対する農業経営的なもの考へ方からこの問題を進めているものか、どちらのものの考へ方か、御答弁を願ひたい。

○原政府委員 簡単にいへばいずれもです。ただ食管の赤字を消そうという

のは、少し表現がせせこまし過ぎると思ひます。やはりテンサイ糖の管理が従来の形ではどういふやつていけないような段階にきておる。もう少し大きく、テンサイ生産並びにテンサイ糖生産が、いわば伸び伸びと生きていけるような環境を与えていかなければいけません、一々原価を見てやるといふような態勢ではどういふかぬということ考へたのが、やはり大きな考へ方の筋でございませぬ。

○中村(時)委員 まことにりつぱなお言葉をいただきました、これからテンサイ糖の問題に關して、現在テンサイ糖工場だけで設立したいという申請が五社出ている。そういう問題に対して当然金が二十億以上要するのでありますが、そういうような場合でも、ぜひとも今の言葉を忘れないような御援助を願ひたい。当然これは要求ができるものと思ひますから、その点に關しても、あなた自身も、金融のワックを引締めるとはなくて、ゆるめる、そうしてテンサイ糖発展のためにやつていただけると私は確信を持つております、御援助を願ひます。

○原政府委員 だいい話のワックが大きくなりませんが、私の思想は、そういう話が一方的にはそうだとはいひ切れぬといふことも裏にあるのです。というのは、テンサイ糖の管理がだんだん個別買上げになつて、一々これだけコストがかかる、そのうちには利益も見てくれ、というふうなことにだんだんなつていきかねないということになります、つまり企業としては、そういう価格の決定をめぐつて、かなりにうまみのあるような態勢——態勢といひますか、そのよりの形に今の管

六

理政策を、そう言つては何ですが、場  
合によつて乱用されるということにな  
りかねない。そこにはやはり競争なり  
あるいは企業としての合理化の努力と  
いうようなものが十分あつてしかるべ  
きだということも考へてのことであり  
ます。従いまして、何工場も出ようと  
いうことは非常に私けつこうだと思  
いますけれども、出れば必ずうまくい  
くということになるかどうかは、やは  
り企業としての努力があつてしかるべ  
きだ。やはり相当努力、合理化とい  
うものを要求しながら、全体として伸び  
ていくという態勢が望ましいのではな  
いか。大へんおこがましいような言  
方で恐縮であります、気分を言えば  
そういうことであります。

○中村(時)委員 今あなたの御答弁を  
聞いておつたら、以前、これも北海道  
農業協同組合の金の融資のときに、あ  
るいはまた芝浦精糖の問題のときに、  
さらには台湾製糖の問題のときに、そ  
ういうときの関連性に基いたいろいろ  
な融資の問題が出てきて、その中に  
必然的にまた問題が出てくるわけなん  
です。これは必ずかしい話ですが、一応  
そういうことにおいて、その点だけ  
は一応追及しないことにいたします。

そこで、もう一点お聞きしたいのは、  
あなた方が合理的云々とおつしやつて  
も、この次に出てくるところの——農  
林関係で納付金法案というのが出てく  
るわけですね。これは実際は日甜に対す  
るところの、あなたのおつしやるよう  
に買い上げじゃないのです。フリー  
にしてしまふ。そうすると一斤当り  
十何円くらいもかる。そこで六円  
くらいを吸い上げる。その合計額は今  
の数量に直して十六億くらい吸い上げ

より、こういうことになつておる。  
ところが、雑収入に見込んでおつて勝  
手気ままに金を使わしていくほど、あ  
なた方は今までの経歴からいっておお  
らかではない。そうすると、その次に  
は振興会法というのを農林省は出そう  
としておる。そうしてそこに一千万円  
ほど渡そうとしておる。補助しよう  
としておる。そうすると、一千万円で一  
体何をするのだ、こういう問題が起つ  
てくる。そうすると、農林省の一部  
の役人が入るのじゃないか、あるいは  
大蔵省の一部の役人が入るのじゃない  
か、という疑義すら生まれてくるよう  
な事柄になつてくるのです。そうい  
う問題もここからんでくるのです。

そこで、最後に一言、これは委員長  
にお尋ねしておきたい。というのは、  
今お話を聞きになつたらおわかりの  
ように、この法案の出入方というもの  
は、次に農林委員会に現われてくるで  
あらう納付金の法案と、それから同時  
に振興会法案というものが出てくるの  
です。これに関連して、消費税なりあ  
るいは今申しました関税の問題なりの  
改訂がここに現われてきているわけ  
です。そういう立場を考へる場合、前提  
になるものは、やはり農林関係におけ  
るところの納付金法案と振興会法案に  
ついて、これに相関連して先に質疑応  
答に入らなくちゃならない。また、農  
林委員会においても、そういう立場か  
ら本日からの質疑応答に入らうとし  
ておられますので、その問題は、農林委  
員会の法案と相関連いたしました。次  
の機会にこの問題の採決なり方法を考  
へていただきたい。そのお答えを委員  
長から願つておいて私の質疑をとめた  
い、またそのお答えのいかんによつて

は続行していきたい、このように思つ  
ておる次第であります。  
○早川委員長 委員長として善処いた  
します。  
○中村(時)委員 それでは、あとの機  
会に譲るといたしまして、私の質疑は  
一応終ります。  
○早川委員長 横山利秋君。  
○横山委員 それでは、日本輸出入銀  
行法の一部を改正する法律案につい  
て、若干関連事項を為替局長にお伺  
いをいたします。  
この法案は、日本輸出入銀行の業務  
の円滑な運営に資するため、資本金七十  
億円を増加することとどまつておる  
わけでありますが、問題は、その大部分  
が輸出金融に充てられて、その中で船舶  
が圧倒的に多いというところに、最近の  
政治的な課題になつておる問題がある  
わけですね。先般日本船主協会から国会  
陳情があり、また、新聞を見ますと、高  
崎通産大臣がいろいろとあつせんに出  
ておるようでありますが、この船主協  
会の言ひ分については、一応説得力の  
あるような点が少々あるわけでありま  
す。言うなれば、大体フィリピン向けに  
十八ノットの高速貨物船を十二隻ない  
し十八隻経済協力の方式で日本が作つ  
て輸出をする、そういうフィリピン向  
けの高速貨物船には、船舶の一五%は  
即金、残り八五%は八年年賦で年利四  
分という従来にならぬ有利な条件になつ  
ておる。ところが、日本開発銀行融資は  
船舶の約七〇%、金利は年六分五厘で  
あつて、フィリピン向け輸出船と比較  
して年間の経費は二千五百万円高い。  
これではまるつきりではないか。両方  
一緒にできた船がニューヨーク航路に  
配船をされるようになったならば、一

体何のために輸出入銀行が金を貸して  
おるのかわけがわからぬではないか、  
という意見はもつともな点があるよう  
にわれわれ考えられます。(私語する  
者多し)委員長、雑音が多いのでしや  
べりにくくてしようがないんですが、  
もう少し静粛にお願いいたします。  
○早川委員長 静粛に願います。  
○横山委員 そこで、この点について  
高崎通産大臣が調停に出たという話が  
あります。しかも、このフィリピン向  
け高速貨物船の問題は、あらうことか  
あるまいことか、岸総理大臣の汚職の  
根源といわれる木下商店が中に介在を  
しておる、ますます複雑怪奇の状況に  
なつておるわけでございます。一方に  
おいては木下商店の介在をするフィリ  
ピンの賠償に問題があり、一方におい  
ては国際的な競争に日本の輸送力をわ  
ざわざ低下せよという条件あり、こ  
の二つの点について、まず一体どうい  
う意味でこういうようなことが行われ  
ておるのか、明らかにしていただきたい  
のであります。  
○酒井政府委員 御承知のように、日  
本の輸出は今後ますます重化学工業方  
面の発展によつて伸びていくという傾  
向が出ておりますが、その中でも、特  
に最近におきまして、この数年間船舶  
の輸出は非常に目ざましいものがござ  
います。従いまして、船舶というよう  
な非常に工業価の高いと申しますか、  
そういうプラントものをどんどん出し  
ていくというところは、非常にけつこう  
なことじゃないかと考へております。  
そこで、フィリピンの高速船の話で  
ございますが、実は、世界各国に対す  
る船舶の輸出の場合におきまして、輸  
銀は今おつしやられたように四分程度

の金利で融資をいたしております。  
もつとも、これは全部協同融資方式であ  
りますから、そのほかに市中銀行の金  
利というものが加わりまして、そのと  
きどきによつて相当に金利が違つてく  
るわけでございますが、いずれにいた  
しまして、今日世界の情勢から申し  
ますならば、船舶輸出に対する金利と  
いうのは、国際的に相当安いと申しま  
すか、今日日本がとつております程度  
の金利でなければ競争できないというこ  
とがございます。そういう意味におき  
まして、フィリピン向けの船舶におき  
ましては、現に、国内では、どこへ出  
ます場合に、船舶については輸銀から  
の金利を四%にいたしております。  
もつとも、これは、協同比率を幾らに  
するかというところで最終的な金利がき  
まるわけでございますが、現在におき  
ましてはさきようなことになつており  
ます。ただ、フィリピン向けの場合にお  
きまして、先方から相談をかけられて  
おります条件が、普通の船舶輸出の場  
合と比べ条件が違ひまして、日本  
に対して割合に不利である。船を出す  
ことは非常に有利なのであります。  
が、そういう点につきましては条件交渉  
をもう少し強力にやつていただきたい  
というのを申し上げておる段階でござ  
います。これはもちろん、契約者と  
いいますか、輸出者が先方と交渉する  
事項であります。政府といたしまし  
ては、今申し出のありますような条件  
で引き受けますと、その波及するこ  
ころも大きいので、従つて、なるべく  
今までの条件でやつていくように、さ  
らに強力に交渉してくれたいというのを  
申ししておる段階でございます。

○横山委員 将来の問題でなくして、

今私の懸念とするところは、これは政務次官にお伺いした方がいいのかも少しはせんけれども、フィリピン向けの船舶輸送の建造資金は、非常に有利な条件で輸出入銀行から貸すことができ、国内で船を作る時の開発銀行融資は、それに比べると高い。そうして、同じにできた船がニューヨーク航路で一緒に競争をする。ただでさえ、ニューヨーク航路は、品物の関係で、日本の船が自主調整をして、なるべく配船を少くしようとしておるのに、フィリピン向けに安い金利で船を作らして、それを日本船の中へ割り込ませるといふ結果になるではないか。一体、この船舶行政あるいは輸送行政について、どういふ政策をもつてやっておるのであるか、その点が不鮮明ではないかというところが、私の一番聞きたい焦点になるわけでありませう。もしもフィリピンに船を輸出することが日本の船舶産業のために必要なことであるならば、やっぱり国内における造船計画についても、大蔵省としては、適切な、これと均衡のとれた措置をすべきではないか、こういう点が私の一番聞きたい点であります。その点を一つお答え願いたい。

○山中政府委員 見方がいろいろありまして、今おっしゃったような見方も、確かに国の政治をとる上において傾聴すべき一つの角度を持った意見だと思つてはいます。ただ、フィリピンに限定してこれを論議いたしますと、いろいろ御指摘のような事実等もあつたのではないのといふことがありまして、むしろかしくなりますが、わが国の造船技術と申しますか、その実績においても、

世界最高を誇つております内容を

持っておりますので、これを国策として船舶輸出等の面に重点を置いていくといふことについては、私は別段その措置について問題はないかろうと思つております。しかしながら、今回フィリピンの問題というところで限定してこれを論議いたしますと、御指摘のように、日本の、さらでだに苦しいニューヨーク航路に相当な圧力を受ける。その結果は明瞭である。従つて、死活の問題であるからといふこともよくわかるのであります。しかしながら、フィリピンは、日本が断つた場合に、フィリピンの國として建造しようとするニューヨーク航路に就役する船の建造をやめるのかといふと、日本からでなくとも、世界第二位の西ドイツの東南アジアに對するいろいろの努力も顕著の時期でありまして、単にはつたりでなく、そういう方面の可能性もあると考へます。そうすると、かりに日本がこれをやめた場合でも、フィリピンはニューヨーク航路の就航船建造ということについては何らかの手を打つていくであります。

そうすると、しからば国内の開銀の融資による船舶建造との利子の開きをどう埋めるか、という議論になつていくわけでありませう。ただ、わが国の海運業界の御意見の変化と申しますか、過去の経緯を見ますと、予算編成の前におきましては利子補給の復活を第一義とされ、その次に、それが不可能ならば、過去の借入金の上上げを第二義とされ、それができない場合は、さらに今後開銀の造船利子の引き下げを要望しておられました。しかし、予算段階においてこれが不成功に

終つたことは御承知の通りであります

が、それに対する私どもの見解は、また別途予算編成の際の見解としてこれをおくといつたしまして、そのあとにおいて、このフィリピンの問題が具体化をいたしましたときに、もしこれを許すならば、われわれにも、建造利子を輸出船舶並みの年四分でありますか、それに下げたはしい、こういうのであります。しかし、国内の開銀金融の利子の格づけからいきますと、現在の日本の海運業界に許してあります金利は、電力等を頂点とする最も優遇された重点産業としての金利が適用されておりますので、これを早々に、フィリピンの問題を契機として、開銀の造船利子の比率を並べていくかどうかといふことについては、もう少し検討を加えて、日本の計画造船のあり方等について、やはり主管省ばかりでなく、財政当局から考えた意見等もいれたいと思つて、そして技術的な対策ということから取り組んでいくべき問題であらう、こういうふうに考へております。

○横山委員 政務次官もよくおわかりになつておられる。問題がこれじやまずいといふことはわかつておる。まずいといふことはわかつておるけれども、さりとはいへ、今日まで利子補給の話があつたけれども、だめである、過去のたな上げもだめである、開銀の引き下げもだめである、何もやることではない、今後は抜本的なことを考へるより方法はない、こうおっしゃることだと思つておる。私はそれで一体御答弁になるのかと言つて逆にお伺いするのですが、それでしたら、政務次官の

おつしやることは、今のこの矛盾点は

認めるけれども、今手はないといふふうにおつしやるのか、あるいは、さしあたりこのフィリピンの高速貨物船についてはどういふ決着をとらうとなさるか、この二点についてももう少し立場を鮮明にしたいのであります。

○山中政府委員 処置なしという意味ではなくて、今度の予算でも、累増いたしております係船等の反面、新規造船等が過去と同じペースで行われていく現状においては、さしあたり三國間運輸等に若干の助成をすることによつて、係船等の解除に緩慢な刺激を与えていくのではないかとしようなことの措置は一応いたしたのであります。ただ、私の言うのは、日本の明瞭に世界のトップにある造船の技術ないし能力というものを伸ばしていく上においては、現在のフィリピンの問題を契機として論議されております問題については、一応輸出については仕方がないじやないかといふことは、閣議等においても話が出ておるようでありまして、私はその線は正しかろうと思つておられます。しかしながら、私の言つておられますことは、処置なしとしてほつておくのではなくして、幸い、所管省の大臣である永野さんも、今日まで同じような第十五次造船をやつていくかどうかについては、いろいろ斯界の経験者その他の意見を聴取して、自分としては白紙の立場で、事務当局としては既成事実をそのまま踏襲するといふ立場でいくけれども、しかし検討は真剣にするつもりだ、こういうことを正規の委員会等において言つておられることもありますので、今日ま

で、財政当局といたしましては、そ

う、あまり文句を言つておられませんけれども、今回の予算編成の過程におきましては、今後の第十五次造船以降のあり方については、単に融資のワクの論議のみならず、そのあり方についても相当いろいろな意見を交換いたしました。幸い所管大臣がそういう気持であつたならば、十五次造船以降の根本的な検討の際に、財政当局としても御指摘のようなこと等も十分念頭に入れて、具体案の作成には、横車でない程度の干渉といふことも考へておるわけでありませう。

○横山委員 私は、このフィリピン向け高速貨物船を作るべきではないといふ意味で言つておるのではないのです。あなたが言われる、それでは日本が断つたならばフィリピンはニューヨーク航路の船は作らぬかといふと、絶対そうではない、必ず作るであらうといふ意見についても、私は賛成であります。ただ、問題は、この高速貨物船を作る場合において、その国内に對して与える影響をどういふふうに処理なさるか。その矛盾も解決しない、いふならばメイファーズといふような態度が、どうもわれわれとしては納得ができない、こういう立場にあるわけです。数日前の日刊工業新聞で伝うところを見ますと、この矛盾のあるフィリピン向け高速貨物船を実現いたしますために、もう一つ犠牲が生じておると伝えられておるわけですが、それは去年の九月十五日から通産省が機械の設備制限をいたしました。九月十五日から機械は新増設を全部ス



トップしたのですから、織維機械工業は甚大な打撃を受けました。これは東海、関西、北陸にその機械工業が散在しておるわけでありますが、そのために、そこに働いている労働者は相当の打撃を受けて、首切りやら配置転換やらいろいろの目にあつたわけですね。そこで、窮余の一策として、通産省においても、新しい転換の仕事を見つけないに必死になり、あるいは佐藤大蔵大臣もその転換に必要な融資については何とかしようという態度をとつたのですけれども、それがなかなかうまくいってないのではありません。ちょうど折しもフィリピンに約一千万ドルの織維機械の輸出の話があつて、それが大体まとまつてきたように工業新聞はいつている。さて、そうなつたら、今度は大蔵省が、この矛盾のある高速貨物船を輸出しなければならぬから、ワクの問題もあるし、かてて加えて一千万ドルの織維機械の輸出については、条件が悪いからあれはいかぬ、こう言つて大蔵省がこれに対してストップをかけているという話を、伝るところによつて私は知つたわけでありまして。これはまことに意外千万の話で、またげしからぬ話だと思つていますが、その辺のいきさつを一つ明らかにしていただきたいのであります。

利な条件で出すという事は、あとに問題を残すわけでありまして。従つて、織維機械につきましても、従来からやつておる延べ払い条件から見ると相当不利な点がございます。そこで、われわれといたしましては、先方と、もう少し日本側に有利な、従来のような線まで延べ払い条件を固めるようにということでお話しておるわけでありまして、これはもうだめだ、こういうふうにして、これはもうだめだ、こういうふうにして申し上げておるわけではございません。もちろん、その条件と申しましても、これは非常にかたいという意味でなくて、国際的な姿として一般的にこういう条件で通用しているというふうなことがあるならば、それはわが国の輸出の面から見ましても、その程度まで条件を緩和することはやぶさかでございますませんが、今のところいろいろ拝見しておりますと、どうも条件が少し悪い。ただフィリピン向けだけではないに、御承知のようにインド、パキスタンその他にも織維機械を出しております。あるいはエジプトあたりからも話があるかもしれません。そういう場合に、一べん日本側にさういふ不利な例が出ると、それが前例になりまして、各国に対して非常に不利な条件で輸出せざるを得なくなる。そこで、できるだけ有利な条件を獲得するという線、先方とぜひ交渉していただきたいということをお願い申し上げます。さつきも申し上げたことを繰り返しますが、もし世界各国それぞれが日本より相手方に対してみな有利な条件を出すという情勢でありますならば、その国際的な条件では、これは国際競争力がないのであるから私も

も認めなければならぬが、それ以上に条件をくすすことは、影響もはなはだ多いものでございますから、ぜひさういふ点を強硬に交渉していただきたい、こういうことを申し上げておるのではありません、決してこれはもう初めからだめだ、こう申しているわけではございません。

○横山委員 特定の産業、特定の業者のことにありますから、私もあまり多くは申し上げません。ただ、この織維機械の問題は、国の産業政策の必要によつて、昨年の九月半ば、これらの織維機械のメーカーは全部機械を作るべからずという通産省の措置によつて起つた問題である。従つて、これらの産業に働く労働者のことも考へて格別の配意をすべきであるというのが、私の主張の第一点であります。

○酒井政府委員 フィリピン向けの織維機械の輸出につきましては、延べ払いでやりたいという話は聞いております。ただ、われわれといたしましては、こういう機械類の輸出はけっこうなことでございますけれども、しかは国際競争力がないのであるから私も

らつしやいますか。——いらつしやいませぬね。そうすると、その点は私はやはり納得がいかなないのであります。高連船との関係ではないという点についてのお話は少しわかりました。高速船を出すために織維機械が犠牲になるのではないという意味はわかりましたけれども、均衡論からいつて、織維機械の方の国の政策によつてつぶれていったのでありますから、これに対する格別のお手当というものは、高速船よりもはるかに政府の誠意があつてしかるべきではないか、こういうふうには私は思

ただ、もう一つ言つておきますが、今ままとりつある条件が妥当であらうかいなかにつては、私も専門家ではないから議論を差しはさむことはできません。通産省がやつていらつしやるであらうから、その意見を聞きたいと思つたのであります。いなければいけません。あなたも固執しないという意味も、あなたが考へること、あなたが担当をせられておることではない。実際相手のある仕事で、ほかの機関がやつておるものを横で見ても、まだ幅があるとか、弾力性があるとかいふことは、局長の、おのずから限界のある話ではなからうかと思つて。やはり当事者が必死になつて交渉してまゝなるものを、大体においては尊重なさるの筋ではなからうかと思つて。いかががなものでありますか。

○酒井政府委員 まず前段の話でございますが、これは先ほどの話と重複いたしますけれども、高速船につきましても条件の問題がございます。それらを交渉しておるわけでございます。今の織維機械の問題でございます。これも条件の問題で交渉して、こういふお話をしておるわけでございます。もちろんフィリピン向けの各国のオフアアが日本より非常に有利であるというところであるならば、われわれとしても、国際競争上それより不利な条件で何とかしろと言ふことは無理かと思つて。できるだけ輸出を伸ばしたいという意味からいまして、各国並みの条件まではいたし方がないと思つておられます。日本よりは悪いと申しますか、条件が不利な輸出はまだ各国から出ておられません。さういふ意味におきまして、これはもちろん商売のことでございますが、国際的なさういふレベルでもう少し強く押したらいいんじゃないか。商売のことでございますから、先方はできるだけ値切りたい、こちらではできるだけ有利にしたいというところで交渉するのは当然でございます。今私ども見ておりますところは、この条件は国際的に見て少し不利なんじゃないか。それが単にこれだけにとどまればよろしいのでございまして、一べんこういふものを出しまして、ほかの各国にやはり織維機械その他の延べ払い輸出のものが相当出て参りますと、これを先例として日本の輸出の条件がみんな悪くなるという点につきましては、これはやはり為替当局といたしまして十分考慮していかなければならぬ。さういふ意味におきまして、もう少し国際的な条件になるように交渉していただきたい、さうい

ましても条件の問題がございます。それらを交渉しておるわけでございます。今の織維機械の問題でございます。これも条件の問題で交渉して、こういふお話をしておるわけでございます。もちろんフィリピン向けの各国のオフアアが日本より非常に有利であるというところであるならば、われわれとしても、国際競争上それより不利な条件で何とかしろと言ふことは無理かと思つて。できるだけ輸出を伸ばしたいという意味からいまして、各国並みの条件まではいたし方がないと思つておられます。日本よりは悪いと申しますか、条件が不利な輸出はまだ各国から出ておられません。さういふ意味におきまして、これはもちろん商売のことでございますが、国際的なさういふレベルでもう少し強く押したらいいんじゃないか。商売のことでございますから、先方はできるだけ値切りたい、こちらではできるだけ有利にしたいというところで交渉するのは当然でございます。今私ども見ておりますところは、この条件は国際的に見て少し不利なんじゃないか。それが単にこれだけにとどまればよろしいのでございまして、一べんこういふものを出しまして、ほかの各国にやはり織維機械その他の延べ払い輸出のものが相当出て参りますと、これを先例として日本の輸出の条件がみんな悪くなるという点につきましては、これはやはり為替当局といたしまして十分考慮していかなければならぬ。さういふ意味におきまして、もう少し国際的な条件になるように交渉していただきたい、さうい

うふうなことを申し上げておるわけでありませぬ。

○横山委員 大体の問題の焦点はわかりました。けれども、局長のお話を了承するところまでは参らないのが残念であります。私は、本来日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を自力で提出しては、さまで問題はございませぬが、それが実現するに当って、今申しましたような比島向け高速貨物船や、あるいはまた比島向け織機機械について、政府として格段の措置なり配慮なりをされることをこの際要望して、一応私は質疑を終ります。

そこで、次の質問に移りたいと思ひます。国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について質問をいたしたいと思ひます。

この法案は非常に難解な法案でございます。まして、解釈といいますが、そしやが非常にむずかしいのであります。約二百八万人、これだけの現業、非現業、地方公共団体の雇用員、官吏、長期継続組合員全部に一つの新しい年金制度を適用するというのであります。明治八年以来の、いわゆる国家公務員に對しましては革命的な法案だと一応言うことができると思ひますが、恩給といふものが官吏の中に存在して、それが魅力であり、また独占的なものであり、特権的なものであります。この恩給が今ここでなくなるのでありますから、その意味において重要な法律案だと思ひます。従つて、私は、その意味では、官吏の中の特権的な身分制度がこ

れに對して原則的に賛成をいたしまして、原則的にはこれに對して協力をするにやぶさかではありません。けれども、それなりのゆゑに、その重要な問題であるがゆゑに、この法案がいかにか政府の中でもみにも、また妥協に妥協を重ねて、筋がなくなつてきたかというところを、また痛感せざるを得ないであります。

以下数点にわたつて、筋の通らない点について御質問をいたしたいと思ひますが、まず第一に、長期給付の決定を恩給局で審査してもらふという矛盾があります。たとえば、私が国家公務員をやつておつて、やめてどれだけ長期給付がもらえるか、年金がもらえるかということをして連合会で定めるということが筋である。ところが、それが自分の間組合を代表する各省各庁の長が、さらになお自分の間組合で定める。恩給局が長期給付の決定をする。恩給局が一応決定して、それを今度は各省各庁の長がやる。事務的に二重になるのではないかと。どうしてこんなばかげたことをやらなければならぬのか。連合会にその能力がないのであるか。恩給局でやらなければならぬという理由は一体何であるか。全くその点が理解に苦しむ。いうならば、恩給局と総理府がけんかをして、妥協の結果恩給局にも少し仕事をやらしてやる。そこで審査をする、その上でわしの方が判を押す、こういふばかげたことを廳々しく国会へ法律案として出して、てん然としておる政府当局の態度が私はわからぬのです。もしも恩給局でやらなければならぬという積極的な理由があるならば、堂々と

てもらいたい。それが妥協なら妥協であらうに、提案理由の中で、まあ妥協しましたから、しよがらないから一つ認めていただきます、こういふふうな言ひならば言えませぬが、麗々しく、これは当然のように恩給局でやるのでありますから、よろしくお願ひしますというところでは、全く納得できぬのであります。その辺のいきさつを明白にここで御披露願ひたいのであります。

○岸本政府委員 ただいまの御質問の第一点としましては、長期給付の決定はあくまでも共済組合連合会がいたすものでございませぬ。恩給局は、単にその決定の一部の事務である金額の査定と申しますか、審査事務をやるにすぎないということでありませぬ。

第二点といたしまして、なぜそうした審査事務を恩給局にまかしたかと申しますと、新制度の長期給付は、過去の恩給法上の既得権あるいは期待権を尊重する、その上で決定されるということになつております。具体的に申し上げますと、過去の恩給給付の期間に算入することになりなつております。ところが、過去の恩給法上の期間というものが、過去の恩給法上の期間と異なるものが取扱は、明治以来非常に複雑な法規をとつておりました。技術的にも専門家の知識を必要とするものでございませぬ。そういう意味で、さしたる恩給局の人員あるいはその技術的知識を自分の間借いたさうという観点から、今回のような措置をとつたわけでございます。これはあくまでも自分の間の措置でありまして、そうした必要がなくなつた場合においては、恩給

局の審査はやめるといふことを考へております。

○横山委員 あなたの言ひ恩給法上の既得権や期待権を尊重するということ、恩給局が今まで仕事をやつておつたその仕事の実績を尊重するということではないのですか。もしも金額の査定だけを恩給局にやらせるというのであれば、ほんとうに金額の査定というものは連合会が一体できないものであるのかどうか。ほんとうにこれができないという理由があつたら示していただきたい。

それから、もう一つは、自分の間とおつしやその自分の間とは、どういふ意味でありますか。具体的に、たとえばこの世の中で恩給がなくなるわけでありませぬが、今生きていて、これから恩給をもらう人がなくなるまでという意味でありますか。それとも、自分の間というのは、恩給局と妥協したものであるから、恩給局がまあおれの顔を立ててくれたから、いやというまででありませぬか。いつまででありませぬか。

○岸本政府委員 第一段の御質問は、連合会にその能力がないかということでございますが、これはともかく年金という大切な給付の決定でございますから、念には念を入れて、慎重にあやまらなきを期したい、漸次なれてくるのを待つて連合会の方に陣容を充実していく、こういう考へでございます。次に、自分の間と申しますのは、過去の恩給法上の期間を大多数の方がやめてしまつた後ということでございます。これは一体何年先かということでは、数字的にただいま申し上げることはむずかしいのでございませぬが、少くとも恩給局の知識を借りなければ査定が

こまかくてむずかしがるという、その間だけを考へておるわけでございます。

○横山委員 これは一つ職務次官の御答弁をお願いしたいのであります。自分の間といふことは全く妥協的な言ひ方で、恩給局が持つておつた既得権を尊重して、それじゃ金額の決定だけは一応やらせよ、そのかわり、いいかげんに気が済んだら、それでは連合会へもらうというところでは、恩給をもらう人の立場に立つてごらんなさ

い。一つ余分な機関がそこにあるので、それから、自分が長期給付の決定をしてもらうためには、まず恩給局で金額の決定をしてもらひ、それから手続は、今度は主管の各省各庁の長へつと回らなければならぬ。そうすると、今までよりみすみす一つの余分なところが出てくるのです。みすみす余分なところをどうしていつまでも置いておかなければならぬのであるか。恩給局の仕事は今連合会がやらぬのであるか、各省各庁の長がやらぬのであるか。といつたら、だれもがそんなことはいふと自信を持つて言うてしまふ。こんなことくらいはできるのです。ただ面子を恩給局につけるためにだけ自分の間といふふうにつけたというふうな気がするのです。そこで、私は、法律案の審議として自分の間といふことについて、岸本さんの言ひよりな、未来永劫恩給をもらう人がなくなるまでも自分の間だし、恩給局に義理を付けて、まあお前のところで仕事をやらせよから、ここで妥協しようじやないか、それではあつたにでもなくなつてしまふ、その間の中におられたかどう

も恩給局の知識を借りなければ査定が

正な判断を一つお伺いしておきたいと思ひます。

○山中政府委員 別段顔を立てる立てぬということでもありませんが、しかし、過去今松総務長官時代に、相談を事前にしたとかしなかつたとか、自分の権限がどうということ、実際に法律にならずにつぶれたこともありませんので、悪く言えば妥協、よく言えば話し合いの所産でないという事は私も申しません。しかしながら、それによつて、御指摘の通り事務が著しく阻害されるか、もしくは、現在の新しい年金を取り扱います際において、恩給局のなれておきます知識というものがあつて非常な有効にプラスされることになるものか、それらの判断においてはまたおのずと別なものがあろうと思ひますが、少くともこの制度を完足させますについて、官庁機構がいろいろややくしいので、絶えずセクショナリズムの打破等がいわれませんが、そういうことへの指摘がきびしくされない範囲内においてならば、より有効な手段として御了解を願ひたい、こう思ふわけでありませう。

○横山委員 山中政務次官だつたら、もう少しさつぱりしたものの言い方をしてほしいですな。明らかにこれは事務が二元化するのです。金額の決定だけは恩給局でやらせる。いろいろな手続は各省各庁の長がやる。今まで一本でやつたものを、総理府と大蔵省がけんかをして、その妥協案としてこの二本立てで長期給付の決定をすることにされたわけですか。それらだけの仕事だということなら、それはそれでいいけれども、もろろ人の立場になつてごらん下さい。長期給付の決定がおくれること

は必定です。査定についても、あつちへ行つて、こつちへ行つてという二元的な行政になることは目に見えていゝ。それを、麗々しくも、うまいといふべきではない。これは、英断をふるつて、まずいならまずい、政務次官がおつしやつて、一刻も早くこういふ点はなくしたい、こういふふうには言われることが山中さんらしいと思ひますが、重ねてあなたの真摯なる御答弁を要求いたします。

○山中政府委員 横山君の御質問に全部私がほめられるような答弁をしたのであります。たゞ、防衛庁あたりは、総理府の所管として最初からその事務をやつたらどうかということに對しては、頑として抵抗いたしまして、やはり所管大臣のもとに置いてほしいというふうな意向が強く表明されたこと等も過去にはあつたのであります。が、そういうふうに各役所の主張もそれぞれニュアンスの差を持つております。最大公約数として発足するのでありますから、横山君の御指摘のごもつともな点もあると思ひますけれども、あなたのおつしやる通りに私が答弁をするというわけにも参らぬので、この程度でお許しを願ひたい、こう申し上げたのであります。

○山中政府委員 問題は、そういうふうないきさつ云々ではなくて、それを受給する対象者が最もすみやかに、そうして簡素に手続を終了することができるといふことだと思ひます。今までのことではありませぬ。

○横山委員 では、第二番目の点であります。国家公務員法及び人事院との関係であります。これは、岸本さんに、私の勉強不足かもしれませんが、お伺いしますが、今度の法律案でいきますと、この共済組合法についての改正、改善等については、共済組合審議会というものがあつた。これが本筋だと思ひますが、ところが、それにもかかわらず、「人事院は、前条の年金制度に關し調査研究を行い、必要な意見を國及び内閣に申し出ることができらる」ということになつてしまつて、こちらが本筋であるかということでありませぬ。これもやはり人事院と大蔵省の妥協の

産物ではなからうかと思ひます。共済組合というものが、私が申すもおろかなこととありますけれども、今度共済組合方式として、そうして明治以来の官吏の制度に對して革命的な変更をもたらす、そうして共済組合審議会において今後の方式を大臣の諮問に應じてやるとするならば、何を好んで人事院にそういふ申し出権なるものを認めることが必要であるか、その点が私にはわからないのであります。その点の筋を一つ明確に言つてもらひたい。

○岸本政府委員 今回の改正法で、国家公務員法の恩給の規定を改正いたしました。退職年金制度というものを公務員について設けるという規定を一本入れまして、その退職年金について人事院が意見を申し出ることができるといふことになつたわけでありませぬ。これと共済組合法の方にござります。大蔵大臣の諮問機関であります共済組合審議会は、一体的にその答申なるものとどう結びつくか、こういう御質問だと思ひます。これは、今回の共済組合制度そのものが完全なる社会保険制度としまして、大蔵大臣の諮問機関だけでこの処理が済むわけではございませんが、しかし、共済組合制度は、完全な社会保険制度そのものでなく、それに、公務員特有の一つの職域的な要素と申しますか、國の公務員政策という立場も加へまして、一般の社会保険よりもレベルのいいもの、内容のいいものをつたつたわけでありませぬ。これは興味におきまして、公務員制度

というのは、法律的には必要であらうといふこと、つけたわけではございません。もちろん、審議会の答申と人事院の意見の申し出、これが一体どういふ関係に立つか、具体的に両者が一致しなかつた場合にどうするか、というふうな問題が将来出て参るといふことは考えられるわけではございませんが、共済組合審議会の方の意見はあくまでもこれは一つの社会保険制度としての性格の面での答申であらう、かようにわれわれは考えます。人事院といたしましては、こうした退職金、給与、任用とか、いろいろな公務員制度全体を通じまして、退職年金はこうしたらいいじやないかというふうな意見の申し出はあり得る。つまり両者をそれぞれものの観点を異にいたしておるといふ意味で、私どもは、人事院の意見の申し出は決して矛盾する規定ではないといふこと、これを取り入れたわけではございません。ちよと、税金につきましても、国税に關する答申、地方税に關する答申というふうなものが、それぞれ政府内の関係機関で同一対象についての違つた意見も出てくることもござりますが、それはそれぞれものを取り扱つては、それが違つていふ意味におきまして許されることじやないか、かように考えております。

○横山委員 岸本さん、あなた自分の専門でもない税金の話をして、いるようですが、こちらの方はこちらの方が専門家ですから、余分なところに口を出して、口をすべらせないようにして下さい。少くとも今の税金の話と違つて、税金は、国税について議論をする委員会と、地方税について議論をする委員会とがあつて、地方税の立場に

立つて国税はいかにあつてほしいかという議論をする。そこに矛盾があるかはわからぬけれども、私が言っているのは、この共済組合のあり方について、共済組合審議会と人事院が同じようにものを言うのはおかしいではないか、こういうことを言っている。あなたが言っているように、共済組合は公務員の職域的社会保険を取り扱う相互扶助制度であつて、しかも独立した法人格を持つ連合会のものにあるのだから、その大筋というものを尊重しなければいかぬ。その大筋に沿つて、やはり共済組合審議会というものが、立法なりあるいは法改正というものがあつたから、そこに何で一人人事院がものを申さなければならぬのか、その点が私にはわからぬ。これは共済組合審議会があつたら、お目にかかりたい。共済組合審議会というものは、あなたが作つたものであり、あなたが立法したものであり、あなたが運営に参画したものであるが、自分の運営参画したものがまずいのでありまして、そのためにほかから御意見を伺わなければだめなんですとおっしゃるなら、これは言はずもがなであります。もう少し自分のやつてゐることに對して責任と自信を持ってもらいたい。どうですか。

○岸本政府委員 同じことを申し上げて恐縮であります。共済制度と申しますのは、あくまで公務員制度のうちの一部でございます。公務員制度の根幹が變つて参りますれば、任用であるとか勤務であるとか一やはり年金制度についてももの考え方が變るといふことはあり得ると思ひます。た

だ、現在の公務員制度のもとにおきましては、私どもは、公務員の年金といつたしましては、この共済組合制度が妥当であらうといふことで、これをやつておるわけでありまして。その公正、適正な運用をはかるという意味におきまして、共済組合審議会をそのもとに設けたわけでございます。従いまして、問題を見る分野が違ふという意味で、私は、この両者の意見の両立といふことはあり得る、かように考へておるわけでありまして。

○横山委員 これは水かけ論になりそうです。この問題があらまますけれども、今度の問題について私は大蔵省の味方をするわけじゃないけれども、やつぱり大蔵省も少し筋を今度の問題については失い過ぎておる、総理府に振り回され、人事院に振り回されておる、筋を見失つておるということが痛感されてならぬのであります。各省の中で大蔵省といへば一番いばる、名古屋弁で「ちよろすく省」だといふことになつておるけれども、しかし、この共済組合の法案に關してだけは、振り回されて、ちつとも国会にも出てこない。そして出てきた法案は妥協の産物である。みつともないことはなほだしではないか。最初大蔵省は三原則といわれる三つの原則を作つて、年金制度の給付主体は共済組合であるとか、いろいろなそのほかの原則をきめたその方針をやつぱりまっすく通していかなければ、あとになつて後悔することが多いといふことを、この際つくづく申し上げておきたいのであります。

第三番目は、公務員の災害給付の制

度であります。公務上の災害は、どこに民間であらうと、あるいは国家でありましようとも、公務上起つた災害なれば、使用者が一方的負担をするといふことは常識上の問題であります。それにもかかわらず、国家公務員共済組合法の中における公務災害につきましても、使用者が一方的負担ではない、全額国庫負担ではないのであります。もうすでに民間なりあるいは三公社におきましては全額負担といふことになつておる。今の状況はたしか差額分ですか、公務外の事由によるものとの差額分を国庫が負担しておるのでありますけれども、それは一刻も早く全額国庫負担とするのが当りまゝのことである。どこで聞いたところで、公務上で傷がついた人のもらえる額を、全額使用者が出さず、その人も一部出しておるといふはかけた制度をいつまでも継続すべきではない、こう考へるが、いかがでありますか。

○岸本政府委員 業務上の災害に對します。こうした退職給付制度といつたして、官民通じて使用者が全額負担しておるといふ例はすつとございまして。これは一時金でございます。一時金であります。官庁でも民間でも全額負担することになつておりますけれども、年金という形で行う給付を全額使用者負担するかと申しますと、必ずしも民間でもそうなつておりません。厚生年金も船員保険でも労使折半で負担するといふことになつております。現在、恩給法のもとでも、保険制度でありますから二割の納付金はいただいておる、こういうこととございまして、共済制度に公務上の災害年

金も取り入れた。この場合にやはり民間とのバランスあるいは従来の恩給法上の取扱ひ、それらも尊重した上、さらには、それをあまり著しく逸脱しない範囲において国庫負担をきめたわけでございます。現在恩給法のもとで国庫負担が大体七割五分くらいになつておりますが、今度の改正法案でも純粹な国庫負担は七割くらいに相なつておる。ほほ恩給法上の取扱ひとは一致いたしておるわけでございます。

○横山委員 何やら三分の理屈といふことがありますが、岸本さん、今までのことはさておくといたしまして、これからの問題については、あなたも理論的な人なのでありますから、今までの格段の違つた考えとつてよろしいのではないかと、さういふふうに考へるわけでありまして、今後の問題としてこの公務災害給付のあり方についてどうお考へになるか、それを参考のために何つておきます。

○岸本政府委員 公務上の災害給付をこうした共済年金制度に取り入れていくといふこと自体に一つの問題がございまして。さういふ意味で、折半負担の共済給付という意味が、強く制約が加わつておるわけでございます。將來これを公務災害補償制度といふものに一本化して考へるという問題はあるわけでございます。その際、現在行われております災害補償に對する国の負担、あるいは退職手当の面で行われております公務災害者に対する特別の割り増しをどうするか、いろいろこまかい点を合せまして総合的に、また災害補償の問題として私も将来検討すべき問題ではないか、かように考へております。

○横山委員 それでは、そのお言葉は了承いたしました。われわれとしては、さらに百尺竿頭一步を進める希望を持つておるわけでありまして、次に問題を移します。

次の問題は、この共済組合の自主性の問題であります。言うまでもなく、共済組合は先ほど申しましたように独立した法人格を持つておるわけでありまして、国が、法律上設立をされ、法人格を持ち、国から委託されたような意味において事業をいたしております共済組合連合会というものの自主性を尊重することは当然であります。ところが、今回の改正法案における大蔵省の権限を見ますと、全くよろしくない気がいたします。共済組合の仕事にあなたの方が介入をなさる。一体何でこゝろせにやならぬか。私は、さういふところに、大蔵省と総理府とが血を流すように、おれのところの仕事だ、おれのところの仕事だ、本省の役人が何と自分のところの仕事に持ち込みたいという感じが露骨に出ておるような気がするわけなんです。私の調べでも、數十となく、大蔵大臣の認可が要るとか、承認が要るとか、届けが要るとか、あるいは協議が要るとか、さんざつばら組合の自主性が阻害されております。さういふように監督権を乱用して組合の仕事に介入しなければならぬものであるかどうか。もう少しこの監督権を緩和して、さうして組合に自主的な運営をさして、大所高所から組合の責任を迫及するといふふうにはできないものであるかどうか、これが第一であります。

第二番目には、積立金の資金運用の

問題があります。たれの金でありましようか。国家公務員が毎月々々もらう月給の中から積み立てた掛金というものは、将来は本人のところに返つていくものであり、それまでは、本人たちから預かった金として、本人たちの福祉のために使われるべきが当然なことだと私は信じておるわけです。そうして、その運用は、国家公務員諸君の福祉のために、家ができれば、宿屋ができれば、あるいはいろいろなことをやつてやるとか、それに使われて初めてこの共済組合の趣旨が生きるわけです。それを、掛金が集まつた、遊んでおるからというわけで、遊んでいな金を資金運用部へ投入して、それを本人たちに何にも関係のないところへ使うということは、あまりにも大蔵省の自分たちの権限のための考え方ではないか。それは、経済政策上からいへば、国家資金の活用というよりはあり得ないことではない。経済理論からいへばならば私も認めないわけではない。けれども、一体この金はたれのものかあるか。自分の銭、国庫の銭であるならばそれもよからうと思ふ。しかし、国家公務員が毎月乏しい給料の中から拠出した掛金であるからして、その掛金を取り上げて、政府が勝手に資金運用部へ投げ込んで使わせて、そうして使つた中から汚職ができる、こういふやり方ではたまたまのものではない。この際、この積立金の運用の条項は削除すべきではないか。さらに、先ほど言つたような長期給付の決定は共済組合ですべきものを恩給局にさせるというやり方は、政府は、共済組合という独立した法人格を認めておきながら、形だけは作つておきながら、実質は自

分の方のよいようにしようとする野望がほのかに見える。従つて、大幅に共済組合に自立的な運営をさせて、間違いがあつたならばこれに対して指導監督するといふ立場に立つべきではないか。いかがですか。

○岸本政府委員 第一の、共済組合に對する監督のやり方はきびし過ぎはしないかという御質問でございます。これはひとり共済組合ばかりではございませんで、一般のこれと類似の社会保険制度に對する取扱いも同様でございます。共済組合だけ特に主管大臣の監督が強いという点もございませんで、ほかの政府関係機関あるいは一般の民間金融機関、そういうものの資金運用の構成、それとそれとかけ離れてゐるものではない。共済だけ特にいじめるという形はとつていないのであります。

第二点の、共済積立金の一部を資金運用部に預託しておる点、これは過去の共済システムにはなかつたことでありまして、確かに組合員に与えた影響は大きかつたことと存するのであります。が、もともと、民間でございませんで、厚生年金保険は労使とも加入いたしておりまして、この金は一応年金の特別会計を通じて資金運用部に預託されておる、一部は還元融資される、こういう形をとつております。それとも見合ひをとりまして、共済組合につきましても、厚生年金を代行しているという性格を持つてゐるわけでありませうから、公務員だけ自分の金を全部使へるということもできませんので、民間とのバランスをとつて資金運用部に預託していただくという形をとつております。もちろんこれがために共済の福祉

事務がとまるということはないのでありまして、現在でも共済の相当部分が民間の金融機関に回つております。金融機関に回さぬ分を資金運用部に預託して運用していただき、保険財政上必要な金利はもちろん補償する、こういうこととございませんで、別に福祉事業そのものに影響を与えるものではないと考へるわけでありませんで、いづれにしましても、この積立金の運用が一つの魅力であるということは間違ひございませんで、これを公務員の福祉という観点にできるだけ持つていきたいという気持はわれわれも持つてゐるわけでありませんで。

○横山委員 あなたがおつしやるように、この掛金を積み立てて、それを運用して、その運用益によつて職員福祉をはかるということが、こういう組織の最大の目的であるといつても過言ではない。その最大の魅力であり目的であるものを、縁もゆかりもないところから強制的に資金運用部へ繰り入れられるというふうな命令して繰り入れて、それから先は汚職や何かに使われると積み立てておるのかわからぬじやありませんか。私は政務次官の所見を伺いたないのでありますが、少くとも掛金を積み立てた本人たちの福祉のために、本人たちの金を本人たちの代表者が自主的に運用をするということであつてこそ、共済組合が共済組合になつたのです。それを、掛金を今でこそ厚生年金分だけ資金運用部に入れろと言つてゐるのですが、あしたになつたらその倍入れろ、あさつてになつたら全部資金運用部に入れろ、入れてもいいじやないか、あとで還元融資してや

る、こう言うのです。そんなばかかなとがあらうか。還元融資するくらいなら、入れなくてもいいじやありませんか。少くともこれは本人たちの金であり、本人たちが積み立てて、本人たちがあつてもらうものであるものでありますから、本人たちのためになるような運用を自主的にさせるべきであつて、資金運用部へ強制的に投入させるというこは、いかにがなものであらうか、次官の御意見を御聞かせ願ひたいと思ひます。

○山中政府委員 これは、既往の、すでに既存しております年金その他の貯等の運営等も関係をもつて判断しなければなりませんし、今後また拠出年金等の積み立ての運用等にも影響を与える問題でありますから、御指摘なされる点の主張はよくわかるのであります。が、私は今の提案いたしております運用をとりあえず開始して、これがいいと考えております。しかし、國が運用したからそれが汚職に使われるということとは、これは言葉のあやでありませんで、労働金庫の方にも汚職はないとは言へないのですから、少くともそれは、汚職に使うといふ表現は私の方では受け取りかねる、こういうことではあります。

○横山委員 そんなことは言わなくてもいいじやないか。私は、繰り返すようにもいふべきけれども、この掛金の積立金の組織の最大目的であります。その運用益をいかに福祉に還元するかというところが、これらの一番の値打ちのあるところなんです。その値打ちのあるところを取り上げるといふことは、どう

しても納得ができません。これは見解の相違であるかもしれぬ。しかし、私どもとしては将来にかけてこの点はどうしても是正をさせたいと念願をしておるところでありますから、さう御承知願ひたいと思ひます。

その次は、この法案に關連する問題が二つあります。一つは退職公務員のことです。今日まで退職をして恩給をもらつておる人たちが、たとえは退職公務員連盟なるものがございませんで、この人たちが心配をしておることは、恩給がなくなつて共済組合になると、おれら恩給の受給者は置いてきぼりにされる、今後共済組合の給付が上つていつても、おれらは置いてきぼりにされるという心配がある。そんなばかかなことはないであらう、私どももさういふことはしらないと申すのであります。が、政府がこれについてどういふ見解を持つておるか一つであります。

それから、もう一つは、地方公務員の諸君であります。新聞の報道するところによりますと、地方公務員の長期給付については、本國會に出すことをやめて、次の機会に延期するといふことになつたやうであります。先般私は地方公務員の共済組合に關する答申を見ました。答申についての意見は今申し上げるのは避けませうけれども、一応言へることは、地方公務員諸君に對する今日の長期給付の制度は非常にアンバランスがあるといふことであらう。給付にアンバランスがあるといふよりも、地方自治体それぞれにアンバランスがあることから発するものであります。従つて、この地方公務員の年金制度を將來構立する際におきま

しては、実情をよく考えて、既得権を尊重すると同時に、画一的なやり方をしないようにすることが必要ではなからうかと思つておりますが、以上二点について政府の見解をお伺いいたしたいのであります。

○岸本政府委員 第一点の、すでに退職した公務員の方が将来において取り残されるのではないかと御心配、制度的には新制度は保険制度である、旧恩給制度、年金は給与制度であるといふことで、一応区別されるわけでございますが、将来いろいろな経済上の変化がございました場合に、保険制度としての共済にいかなる態度をとるか。これはそのときどきの保険財政のワクを考へながらとつて参るわけでございます。その際に、ほかのいろいろな公的保険のやり方等も頭に入れながら、バランスをとつた措置をとることになるわけでございます。そうした事態が生じた場合におきまして、あらためて再検討するべき問題だろうと思つております。いずれにしても公務員制度は明治以來ずっと一貫いたしておりますので、実質的に特別の不利益な措置がとられるというようなことは、これまたなかなかむずかしい問題ではないかと思つております。これはそうした事態が生じた場合のいろいろな取り扱ひの場合を総合して処理すべきではないかと考へます。

控へさせていただきます。  
○横山委員 何か委員会の事情があるさうでありますから、私の質問はきょうはこの程度にいたしまして、次会に延ばすことにいたします。

○早川委員長 ただいま議題となつております八法律案中、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案及び株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案の五法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

これより討論に入るのであります。五法律案に対しては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案及び補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案の両法律案を一括して採決いたします。両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○早川委員長 起立多数。よつて、両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

法律案を一括して採決いたします。三法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、三法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま可決いたしました五法律案に関する委員会報告書の作成並びに提出等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○早川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

○早川委員長 御報告いたします。昨日連合審査会開会の件について協議決定いたしました。本日運輸委員会より開会の申し入れがありましたので、昨日決定いたしました通り、連合審査会を開会することといたします。

なお、来たる九日午前十時より運輸委員会と連合審査会を開会いたしますから、御出席をお願いいたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。  
午後零時四十分散会

出第八一号)に関する報告書  
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)に関する報告書  
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)に関する報告書  
株式会社再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

〔参照〕  
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)に関する報告書  
補助金等の臨時特例等に関する法律案の一部を改正する法律案(内閣提

大蔵委員會議録第九号中正誤

ハシ段 行 誤 正

四一 七 場合を除く場合を除く

大蔵委員會議録第十四号中正誤

ハシ段 行 誤 正

三六 〇 税額の減免 税額等の減免

元三 三 ないない場合 ないない場合

三二 一 予定申告 予定申告

三二 二 予定申告 予定申告

三二 三 予定申告 予定申告

三二 四 予定申告 予定申告

三二 五 予定申告 予定申告

三二 六 予定申告 予定申告

三二 七 予定申告 予定申告

三二 八 予定申告 予定申告

三二 九 予定申告 予定申告

三二 〇 予定申告 予定申告

三二 一 予定申告 予定申告

三二 二 予定申告 予定申告

三二 三 予定申告 予定申告

三二 四 予定申告 予定申告

三二 五 予定申告 予定申告

三二 六 予定申告 予定申告

三二 七 予定申告 予定申告

三二 八 予定申告 予定申告

三二 九 予定申告 予定申告

三二 〇 予定申告 予定申告

三六 一 七 差押の解除 差押解除

四一 一 七 差押の解除 差押解除

四一 二 七 差押の解除 差押解除

四一 三 七 差押の解除 差押解除

四一 四 七 差押の解除 差押解除

四一 五 七 差押の解除 差押解除

四一 六 七 差押の解除 差押解除

四一 七 七 差押の解除 差押解除

四一 八 七 差押の解除 差押解除

四一 九 七 差押の解除 差押解除

四一 〇 七 差押の解除 差押解除

四一 一 七 差押の解除 差押解除

四一 二 七 差押の解除 差押解除

四一 三 七 差押の解除 差押解除

四一 四 七 差押の解除 差押解除

四一 五 七 差押の解除 差押解除

四一 六 七 差押の解除 差押解除

四一 七 七 差押の解除 差押解除

四一 八 七 差押の解除 差押解除

四一 九 七 差押の解除 差押解除

四一 〇 七 差押の解除 差押解除

四一 一 七 差押の解除 差押解除

四一 二 七 差押の解除 差押解除

四一 三 七 差押の解除 差押解除

四一 四 七 差押の解除 差押解除

四一 五 七 差押の解除 差押解除

四一 六 七 差押の解除 差押解除

三六 二 七 差押の解除 差押解除

四一 七 七 差押の解除 差押解除

四一 八 七 差押の解除 差押解除

四一 九 七 差押の解除 差押解除

四二 〇 七 差押の解除 差押解除

四二 一 七 差押の解除 差押解除

四二 二 七 差押の解除 差押解除

四二 三 七 差押の解除 差押解除

四二 四 七 差押の解除 差押解除

四二 五 七 差押の解除 差押解除

四二 六 七 差押の解除 差押解除

四二 七 七 差押の解除 差押解除

四二 八 七 差押の解除 差押解除

四二 九 七 差押の解除 差押解除

四三 〇 七 差押の解除 差押解除

四三 一 七 差押の解除 差押解除

四三 二 七 差押の解除 差押解除

四三 三 七 差押の解除 差押解除

四三 四 七 差押の解除 差押解除

四三 五 七 差押の解除 差押解除

四三 六 七 差押の解除 差押解除

四三 七 七 差押の解除 差押解除

四三 八 七 差押の解除 差押解除

四三 九 七 差押の解除 差押解除

四四 〇 七 差押の解除 差押解除

四四 一 七 差押の解除 差押解除

四四 二 七 差押の解除 差押解除

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局